

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530032

研究課題名(和文) 東アジアにおけるネーション・ビルディングと民主化の憲法学的研究

研究課題名(英文) Nation Building and Democratization in the East Asia: A Constitutional Analysis

## 研究代表者

松平 徳仁 (Matsudaira, Tokujin)

神奈川大学・法学部・准教授

研究者番号：70554872

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：西欧ではネーション・ビルディングは、近代国家建設によって複数の中間団体からなる前近代的共同体を、国家に対応する社会に改造し、あるいは社会のなかで位置づけなおす事業を意味していた。民主主義は、論理的にはこれと異なる思想・仕組みであるが、支配者と被支配者の同質性を想定する点でネーション・ビルディングの機能を有するものであった。東アジアでも民主化はネーション・ビルディングの手段として行われた。

研究成果の概要(英文)：In European context, modern nation-building was distinguished from democratization. Democracy in its essence does not embrace any kind of monopoly of "demos". But in the East Asian countries like Japan and China, democratization was given secondary value as part of nation building.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法学 比較憲法学 東アジア 民主化

1. 研究開始当初の背景

自己決定を原理とする政治的結合 (demos) は、その領域に土着していた伝統的共同体 (ethnos) を国家中心的社会に改造するが、その代償としてエスニックな多数派の社会的想像を基準に国家として成型される。民主化の帰結である公職者の公選制は、結果的に多数派エスニック集団に政治的資源を掌握する機会を提供している。また民主化は、社会学的多数派であることに依拠した権利要求を憲法上阻まれている彼らに、人民を僭称できるほどの土着性 (autochthony) を主張して少数派に対する差別を正当化する理屈を与えている。こうして、民主化がエスニックな多数派による支配の正当性を担保する制度として機能している事実を究明しようと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、比較憲法学の観点から、東アジアの新興民主政の一つとして知られる台湾を事例として、東アジアでは民主化を、ネーション・ビルディングを実現する手段としてとらえる傾向が強いこと、および立憲民主政とかかるネーション・ビルディングの緊張関係の究明を目的とする。

3. 研究の方法

本研究担当者はこれまで、民主主義にもとづく国家制度の整備は、同質的動員・統合をめざすネーション・ビルディング (nation building) および国際競争に耐えうる政治経済システム創出の一環として行われることが常であり、民主主義対立憲主義という構図は表層的なものにすぎず場合によってはミスリーディングですらある、と自説の定立を試みてきた。本研究ではさらに、ナショナリズムに権威をおく思想に対抗的な民主化を所与とする憲法体制として立憲民主政 (constitutional democracy) をキーコンセプトに据え、立憲民主政とネーション・ビルディングの対立ないし緊張関係という構図を提示したい。

4. 研究成果

(1) ネーション・ビルディングと憲法

一国民主義とナショナリズムの混同もまた、特殊近代的なものである。前者の場合でも、国家建設 (state building) の手段として国民形成が行われるが、後者は、目的と手段を逆転させる。ネーション・ビルディングには、一国民主義に親和的な側面と、それに対抗的な側面がそれぞれ存在する。ネーションは、個人が自己決定として自分を閉じこめていた ethnos を捨て、新しい demos をつくる点では民主主義的であるが、儀礼・象徴・神話などの利用をつうじて demos をふたたび ethnos の内部に回収してしまう点では、反民主主義的である。一次大戦以降、経済的・軍事的国際競争とともに「民族自決」にもさらされる近代国家は、必然的にネーション・ビルディングを推進していくことになるが、その過程で

国家構成員に強いられる同化と排除の度合いが極端なまで高まれば、ネーション・ビルディングが実質的には民主主義を「揚棄」することになる(山室信一「繋ぐものと距てるもの」『現代世界——その思想と歴史(2) ナショナリズムとデモクラシー』61頁(未来社、2010))。

対外的にネーションとして自己を主張するには、「チェック・リスト」を提示する必要がある。たとえば「偉大な先祖と切れ目なくつながっていることを示す物語、国民的な美德の鑑と見なされる英雄たち、一つの言語、文化的なモニュメント、民俗文化、いくつもの名所やお国自慢の風景、固有のメンタリティ、公式の表象 国家と国旗、さらには視覚に訴えるアイデンティティ 民族衣装、名物料理、国のシンボルとしての動物」といった具合である(アンヌ＝マリー・ティエス(斎藤かぐみ訳)『国民アイデンティティの創造——十八～十九世紀のヨーロッパ』5頁(勁草書房、2013))。このチェック・リストには、国家の形態・構成要素・政体も含まれているが、ネーション・ビルディングにおいてそれらは決して自己目的ではなく、国民統合という目的を達成する手段としての重要性を有するにすぎない。統治機構が主権者から高度の独立性を保っている場合には、なおさら主権の担い手にこだわる必要はない。そうした認識のもとで、国法学者のG・イエリネックが、国権・国民・国土の三要素説で憲法原理の違いを相対化しようとした。19世紀ヨーロッパのネーション・ビルディングでは君主制をとった諸国でも、選挙を実施し憲法を制定するのが常であったが、それは如上のコンテクストで理解されなければならない。

しかし、19世紀後半に台頭した社会主義とその社会経済的格差を超越するプロレタリアの概念に競り勝つために、「領域国民国家」というナショナリズムと法人概念と結びついた特殊な幻想」は、さらに領域的排他性を強めていき、凶暴化した(内田樹＝中田考『一神教と国家』158頁(集英社、2014)(中田発言))。法人である国家は、固有の領土に永住する農民の不変性から派生した絶対的な古来性に根拠をおくことで有機化する。そして有機体となった国民国家は、病氣と衰弱におびえるようになる。そこで、外来の病害には民族主義、退廃には国粋主義を処方すべきだとする言説が登場した。とくに、言語・文化・血統による国民の境界確定＝人種的純化・排除を内容とする前者は、フィヒテやゴッペーといったナショナリストによって、アジアに進出した帝国主義列強であった、イギリス・ドイツ・フランスの社会に播種された。これは、この時期にネーション・ビルディングを経験した列強だけではなく、これら諸国の海外進

出・侵略で「文明開化」=自己認識のパラダイム転換が行われた地域にも、自己免疫を装うこの毒素が侵入したことを意味する。「本家」ではのちに、これは植民地主義やレイシズム、ファシズムとして全開し、二回の世界大戦とホロコーストの惨禍を引きおこすことになる(ティエス前掲 164 頁、236 頁以下)。

ひるがえって東アジアに視線を移すと、同質性・画一性を好むこの地域のなかでも、政治権力の組織化・分節化がいちばん進んだ日本は、フランスとドイツが本格的な国民国家建設に着手した 1870 年代に同じ運動を開始し、驚異的な速さで国民国家・帝国主義列強の参入に成功した。これは、同種の毒がやがて、日本の対外侵略と植民地支配を通じて中国・台湾・朝鮮半島に行き渡ることを意味する。21 世紀になってもなお、尖閣(釣魚台)諸島をめぐる日中台間の、そして独島をめぐる日韓間の領有権紛争に、法学的国家三要素に潜んでいる nationalistic な執念を見てとることができる。

ネイション・ビルディングがもたらした災厄への応答・反省として、「西」側の憲法はその後、個人の尊厳を制度化した立憲民主政の原点を参照しつつ、一方で参政権の拡大、社会権の承認と経済的自由の規制を目的とする立法とそれにもとづく制度設営 = ステート・ビルディング(公共財の提供や権利の保障などのサービスを行う行政国家)を、福祉国家(welfare state)として正統化し、他方で主権篡奪の防止策として権力の分立を徹底すべく、司法審査による「政治の司法化」(judicialization of politics)を推進してきた。たしかに、以上の施策で少数者による富と政治過程の寡占も、そして社会的差別も解消されるわけではない(ピケティ・前掲 378 頁以下)。しかし、このことは逆説的に、憲法が「感性的なものの分割 = 共有」を行っていることを示している。一国内で資本主義、民主主義、ナショナリズムとそれらに反対する勢力が対立しながら共存する状態を可能にする仕組みは、幸か不幸か、立憲主義にもとづく憲法しかないのである。

(2) グローバリゼーションと国家の重力崩壊

1990 年代、司法審査を搭載した立憲民主政 = 「法の支配型立憲主義」が、冷戦末期の政治経済的構造変動を利用してグローバル・スタンダードとなったが、その構造変動はこんど、一国民主義の存立基盤を崩し、比較政治学者が「民主主義の不況」(democratic depression)と呼ぶ事態を招いている(松平徳仁「立憲民主政の心・技・体と防災設計」論ジュリ 9 号 77 頁、82 頁(2014))。商品・マネー・情報通信のグローバリゼーションは、新自由主義による資本主義の先鋭化を意味する。それは憲法によってかる

うじて維持されている勢力均衡を破壊し、憲法を無力化する。憲法による制御を失った裸の政治権力は、ナショナリズムと国家なき民主政の両極に放出され、権威主義に回収される。

グローバリゼーションは、それを推進する政府と企業の期待どおりに、「民主主義のコスト」や「人権のコスト」を削減するにとどまらず、権利の機能的等価物として、取引による利益の配分と技術による欲望・需要の満足を可能にした。たとえばかのスターバックスは従業員に、組合結成などの労働基本権を認めないが代わりに、ストックオプションや医療・年金・教育の給付を提供している。またツイッターとフェイスブックは、匿名性と通信の秘密を確保する技術力で意見の自由市場を実現しているかにみえるが、それは憲法が想定する表現の自由とは質的相違がある。これらの企業はいずれも政治的にはリベラル派にもかかわらず、である。もうひとつの好例は皮肉にも、「民主主義の不況」とは対照的に「権威主義のルネサンス」を演出している中国である。シカゴ学派の処方箋を採用して経済改革を断行した中国は、「資本主義的コロニアリズム」を抱擁した。共産党支配のもとで形成されたもろもろのローカルな組織間の競争を促し、党と政府を含む経済主体間の取引による私人の財産的利益の保護を認めることで、中国は、権威主義体制のまま高度経済成長を達成したのである(RONALD COASE & NING WANG, HOW CHINA BECAME CAPITALIST 153, 221 (2013))。

しかし他方、市場と SNS のグローバリゼーションは、企業・国家の期待を尻目に、それ自身の法則で動き出している。前者は、個人の抛りどころであった社会的関係を解体し、従来型の経済成長と福祉国家の維持を不可能にする。後者は、メディアと代表制による民意表出の濾過・寡占を困難にし、紋切型や誤解を内包する潜在的な社会的認知がネット時代の社会的圧政に動員されるのを容易にする。その結果、各国はいま、福祉国家 = 戦時の総動員国家から脱却し、常在戦場的な市場国家(market state)とその補完としての安全保障国家(national security state)へと憲法を実質的に書きかえることを迫られている(長谷部恭男『憲法とは何か』54 頁以下(岩波書店、2006))。しかも、前世紀の総動員国家とは異なり、安全保障国家は軍事力のアウトソーシングと無人化で、戦争が国民におよぼす影響を最小限に抑えることができるといわれる(Mary L. Dudziak, War and Peace in Time and Space, 13 SEATTLE J. FOR SOCIAL JUSTICE 381 (2014))。したがって、新自由主義にもとづく国家の経営を強いられている各国政府にとって、社会経済的不平等の拡大にとまなう「痛み」と「行きづまり」をネオコン的な安保政策で緩和することが、資本課税に

よる社会国家の再生より、安価で、容易に実行でき、かつ短期間に効き目を期待できる魅力的選択肢である。日本が参加の意向を示している TPP (環太平洋経済提携協定) は、まさに市場国家 = 安保国家の相生関係とそれによる憲法の相対化を如実に示すいい例である。

(3) 裸となったナショナリズムと民主主義

市場国家と安全保障国家をつなぎとめるのが、もはや憲法ではなく、重力崩壊した国家の高密度な、「国民的」中心核である。19 世紀いらい、同じ国民 = 人種であることが、社会経済的不平等に苦しむ個人の逃げ場として機能していた。その意味でエスニック・ナショナリズムは、国境と国民、主権と人権をなぎはらうグローバリゼーションの分身とすらいえる (ティエス前掲 238 頁、292 頁)。現時点これに対抗しているのが、グローバル・ジャスティスの運動である。その原基となるラディカル・デモクラシーの理論は、台湾・香港の学生運動や日本の反原発・反 TPP 運動にも一定の影響を与えている。この理論は、意見・利害が衝突する他者との共生を目的とする国家をもはや想定していない点で、「国家なき民主政」といえる。そこでは、憲法秩序でさえ、場合によっては「法措定的暴力」とみなされ、自律的・他律的拘束力を否定される。そして国民主権と人権は、統治への関与を求める群衆 (multitude) と正義の問題として再分解される (山崎前掲 115 頁以下)。これはある意味で、西欧的異議申し立ての伝統がグローバル化したものといえるが、それが東アジアで人心・民心をとらえた背景には、個人の尊厳を圧殺すると同時に、「万方罪あらば罪は朕が躬にあらん」(論語・堯曰) という、民の無辜・無答責を認める東洋的専制の影響があったように思われる。しかし、専制君主でさえ免れなかった罪・咎め・責任の引受けをしない裸の人民主権は、マディソンが警告したように、「暴政の定義そのもの」である (THE FEDERALIST NO. 47 (James Madison))。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. 松平徳仁「立憲民主政の心・技・体」論研究ジュリスト 9 号 77 - 85 頁 (2014 年)。査読無。

2. 松平徳仁「「自粛」とナレーションとしての日本型共同体主義」憲法問題 24 号 86 - 98 頁 (2013 年)。査読無。

〔学会発表〕(計 3 件)

1. Tokujin Matsudaira, “Democratization as Nation-Building”. The 2<sup>nd</sup> Trans-Pacific Public Law Roundtable (Seattle, WA: University of Washington

School of Law Asian Law Center). December 5-6, 2014.

2. Tokujin Matsudaira, “Constitutional Crisis in Japan and the East Asian Democracies”. Boston: Boston College School of Law. November 5, 2014.

3. 松平徳仁「日本型共同体主義とその比較憲法学的射程」。日台憲法研究会 (早稲田大学、2013 年 3 月 1 日)。

〔図書〕(計 2 件)

1. 松平徳仁「仁義なき戦い」の憲法学」佐々木弘通 = 穴戸常寿編『現代社会と憲法学』(弘文堂、2015 年刊行予定)。査読有。

2. 松平徳仁「植民地主義と立憲主義の齟齬と共振」酒井哲哉 = 松田利彦編『帝国日本と植民地大学』(ゆまに書房、2014 年) 638 頁。査読無。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

取得年月日 :

国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松平 徳仁 (MATSUDAIRA TOKUJIN)

神奈川大学法学部准教授

研究者番号 : 70554872

(2) 研究分担者

( )

研究者番号 :

(3) 連携研究者

( )

研究者番号 :

